

市営・県営住宅入居申込書記入のしかた

記入について

- 申込住宅欄**は、入居を希望する住宅名を丸で囲ってください。
希望する住宅が複数ある場合は、希望順の番号（①、②…）を記入してください。
- 勤務先名・所在地欄**は、現在お勤めの会社名及び住所を記入してください。
- 年間所得額欄**は、前年又は入居申込み前月までの1年間の**所得金額**を記入してください。
(住宅に入居する方すべてが対象です。)

ただし、申込時において職場を離職又は退職し、現在無収入（失業保険受給を含む）であり、かつ、今後も就職する予定のない場合は0円と記入してください。（離職証明書が必要です。）

また、就職して1年未満の場合で、源泉徴収票が発行されない場合は、就職中の会社等から就職した月から入居申込み前月（1ヶ月単位：端数月は含まず）までの「給与等支払証明書」を提出してもらいその支払額の合計を記入してください。

※**所得金額**とは、給与収入の場合、収入額（税込み総支給額）から算出される所得金額です。（源泉徴収票の中では、「給与所得控除後の金額欄」がそれにあたります。）所得金額が不明の場合は、「収入〇〇円」と記入してください。

- 控除名欄**は、次の表により記入し、下段の（ ）内に控除額の合計額を記入してください。

控除名	説 明	控 除 額
給与等	給与所得者等控除対象者	1人につき10万円 (該当者の所得金額が10万円未満の場合はその額)
同居	入居申込者（申請者）以外の同居者	1人につき38万円
同居外	同居者以外の同一生計配偶者及び扶養親族	1人につき38万円
老人	老人扶養親族控除及び同一生計配偶者控除の対象者（70歳以上の方）	1人につき10万円
特定	特定扶養親族対象者（16歳以上23歳未満の方）	1人につき25万円
特障	特別障害者控除対象者	1人につき40万円
障害	障害者控除対象者	1人につき27万円
ひとり親	ひとり親控除対象者	1人につき35万円 (該当者の所得金額が35万円未満の場合はその額)
寡婦	寡婦控除対象者	1人につき27万円 (該当者の所得金額が27万円未満の場合はその額)

- 同居親族又は同居しようとする親族欄**は、婚姻はしていなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある方や婚約者も含まれます。
- 同居外扶養親族等欄**は、住宅に入居しない方で控除対象者となる配偶者や扶養親族がいる場合に記入してください。
- 住宅の困窮状況及び現在の居住状況欄**は、該当する番号や項目に○を付け、数字等を記入してください。

8 暴力団員ではないことの確認欄は、該当する場合はレを記入してください。

9 優先入居欄は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 世 帯
引揚者	海外からの引揚者
中国残留邦人	中国残留邦人とその親族のうち法律で定める者
母子・父子	配偶者のない者で20歳未満の子を扶養している者
老人	60歳以上の者（配偶者以外の同居者で18歳以上60歳未満の方がいる場合を除く）
心身障害者	入居申込者又は同居者が、以下のアからオのいずれかに該当する者 ア 戦傷病者手帳の交付を受けた者で、規則で定める程度の障害があるもの イ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている場合 ウ 1級から4級の身体障害者手帳を保持している場合 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する場合 オ エと同程度の障害を有する知的障害者 カ ハンセン病療養所入所者がいる場合
多子	18歳未満の同居者が3人以上ある者
公共的事業	公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者
帰国被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律で定める者
配偶者暴力被害	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める者で、保護年月日等より5年を経過していない者
犯罪被害者等	犯罪被害者保護法に定める者で、以下のア、イのいずれかに該当する者 ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となった場合 イ 犯罪等により当該住居に居住することが困難となった場合
シックハウス症候群患者	入居申込者又は同居者が、住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であり、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切である者

10 単身入居欄は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 者
60歳以上	60歳以上の方
身体障害者	1級から4級の身体障害者手帳を保持している場合
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は3級に該当する場合
知的障害者	上記と同程度に相当する場合
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
原爆被爆者	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
生活保護	生活保護法の被保護者
引揚者	海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から5年を経過していない方
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者がいる方
配偶者暴力被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める者で、保護年月日等より5年を経過していない者
被災者	地震や火事等により被災された者

11 **裁量階層欄**は、**条例第6条第1項第2号ア又はイ**に該当する世帯は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 世 帯
60歳以上のみ	入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
未就学児童あり	小学校就学前の子どものいる世帯
身体障害者	入居申込者又は同居者が1級から4級の身体障害者手帳を保持している場合
精神障害者	入居申込者又は同居者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する場合
知的障害者	上記と同程度に相当する場合
戦傷病者	入居申込者又は同居者が戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する場合
原爆被爆者	入居申込者又は同居者が原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている場合
引揚者	入居申込者又は同居者が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から5年を経過していない場合
ハンセン病	入居申込者又は同居者にハンセン病療養所入所者がいる場合
被災者	入居申込者又は同居者が地震や火事等により被災された者

12 **裏面の住宅困窮の状況の詳細欄**は、重要事項ですので、ありのままに、かつ、具体的に記入してください。なお、欄が不足の場合は、下部余白か別紙に記述し、添付してもかまいません。

添付書類について

入居申込書を提出する際に、個人番号（マイナンバー）を確認しますので個人番号カード若しくは（通知カード+運転免許証など）を持参してください。下記の★マークの添付書類を省略することができます。

- 1 **★住民票の写し**（入居申込者及び同居者全員のもの）
- 2 **収入を証する書類**
 - ★**所得証明書**（市町村が発行するもので、発行できる最新のものを添付してください。）
 - ※所得の有無を問わず幼児や学生以外の同居者全員の方の所得証明書が必要です。
 - 付属書類
 - 源泉徴収票、確定申告書の控え、市町村税・県民税申告書の控え
 - ※所得証明書が前々年分の発行の場合は上記いずれかを添付してください。
 - 勤務先が発行する給与等支払証明書（就職月から入居申込み前月まで分：端数月含まず）
 - ※就職後1年未満の場合は、必要です。
- 3 **必要に応じ提出するもの**
 - 地方税情報取得同意書（1月1日現在の住所が市外の場合）
 - 戸籍謄本（母子・父子家庭の場合 ※非婚の場合は本人の戸籍全部事項証明書）
 - 裁判所発行の事件係属証明書、弁護士発行の証明書等（離婚を前提として申込みをする場合）
 - 婚約証明書（婚約中の場合）
 - 退職証明書（職場を退職し、その後就職の予定のない場合）
 - ★**障害者手帳の写し**
 - 立退要求書（立ち退きの要求がある場合）
 - 自活状況申立書（シルバーハウジング入居希望者）
 - ★**被保護者証明書**（生活保護法の被保護者の場合）
 - その他、市長が必要と認める書類

(記載例：表)

様式第1号(第3条関係) 公営住宅入居申込書 令和4年4月1日

(宛先)村上市長

記入例

申込者 郵便番号 958-8501
住所 村上市三之町1番1号 (村上)
氏名 村上太郎
電話番号 自宅 53-2111 (090-1234-XXXX)
勤務先 53-3840

勤務地の名称と所在地を記入してください。

入居を希望する住宅に○をつけてください。

「記入のしかた」の3を参考に記入してください。

「記入のしかた」の4を参考に記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

★印：「記入のしかた」の9から11を参考に記入してください。

ここは記入不要です。

現在住んでいる住宅について記入してください。

第1項、新潟県営住宅条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。に同意し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に
第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。
また、申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否か不明のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

申込住宅	市営住宅	中川原	希望ヶ丘	上の山・堤下	県営住宅	南町	希望ヶ丘・上の山・堤下	特定目的等()
★優先入居 該当事項	1 引揚者	2 中国残留邦人	3 母子・父子	4 老人	5 心身障害者	6 多子		
7 公共の事業	8 帰国被害者等	9 配偶者暴力被害者等	10 犯罪被害者等	11 シックハウス症候群患者				
同居しようとする親族又は同居親族等	続柄	個人番号 氏名	生年月日 (年齢)	職業	勤務先 所在地	年間所得額(円)	控除名 (控除額 円)	
	本人	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 村上太郎	S47-10-1 (49歳)	会社員	株いよげや工業 村上市〇〇町1-1	3,216,000	給与 (100,000)	
	妻	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 村上花子	S48-11-1 (48歳)	パート	スーパー村上 村上市〇〇町12-3	387,600	給与・同居 (480,000)	
	子	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 村上一郎	H16-12-1 (17歳)	高校生	県立村上高校	0	同居・特定 (630,000)	
	子	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 村上鞋子	H20-1-1 (14歳)	中学生	村上第一中学校	0	同居・障害 (650,000)	
扶養 親居 族等外			(歳)		住所		()	
			(歳)		住所		()	
★単身入居 該当事項	1 60歳以上	2 身体障害者 (級)	3 精神障害者 (級)	4 知的障害者	5 戦傷病者 (症)	6		
7 生活保護	8 引揚者	9 ハンセン病療養 所入所者等	10 配偶者暴力被害者等	11 被災者				
住宅の困窮状況			現在の居住状況					
1 住宅以外の建物等又は危険な若しくは不衛生な住宅に居住している。			1 住宅の種類 持家・借家 (アパート)・間借・家 その他()					
2 他の世帯と同居していて不便であるか、住宅がないため親族と同居することができない。			2 住宅の規模 居室数 3 室 畳数 6・8・8 畳 3 家賃月額 50,000 円 4 世帯人員 4 人					
3 世帯構成に比べて住宅が著しく狭い。								
4 自己の責めによらず立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。								
5 住宅がないために遠隔地通勤をしている。								
6 収入に比べ著しく過大な家賃の支払をしている。								
7 その他()								
暴力団員ではないことの確認								
該当する場合は、□にレ印を記入してください。								
<input checked="" type="checkbox"/> 申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)は、暴力団員ではありません。								
★条例第6条第1項 第2号ア又はイ 該当事項	1 60歳以上のみ	2 未就学児童あり	3 身体障害者 (2 級)	4 精神障害者 (級)	5 知的障害者			
6 戦傷病者 (症)	7 原爆被爆者	8 引揚者	9 ハンセン病療養所入所 者等	10 被災者				
※ ・同居親族要件 ・住宅困窮要件 ・収入基準 収入月額(所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適・不適								

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 「優先入居該当事項」欄、「単身入居該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 裏面も記入してください。
添付書類：1. 住民票の写し 2. 住宅困窮を証する書類 3. 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類 4. 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類 5. 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項又は第3項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

